

# オルタック防水について

環境配慮ガイドライン

OLTAC

## 1

## オルタック防水の材料

## ■プライマー

ポリウレタンを主成分とする溶剤タイプの1成分系プライマーが標準で、コンクリート用、金属用、仲介用、速乾用など用途によって各種プライマーがあります。水性タイプでは、エポキシ系の2成分反応硬化型プライマーがあります。

## ■ウレタン防水材

イソシアネート成分を含む主剤とポリオール・アミン成分を含む硬化剤の2成分反応硬化型の材料です。平面部用、立上り部用、バルコニー用、巾木側溝用など部位ごとに専用の材料を用意しています。なお主剤と硬化剤はいずれも数パーセントの有機溶剤\*を含んでいます。 ※ただし、有機溶剤中毒予防規則（有機則）には該当しません。

## ■トップコート

溶剤タイプの2成分系反応硬化型が標準です。材質はアクリルウレタン系の汎用タイプと高反射タイプ、シリコン系の汎用タイプと高反射タイプの他フッ素系のトップコートがあります。また、水性タイプではアクリルウレタン系の2成分系反応硬化型と1成分系乾燥硬化型があります。

## 2

## オルタック防水の環境配慮

## ■脱TX（トルエン・キシレン無配合）です

工事中に発生する臭気には「材料自身の臭い」と「粘度調整などに使用される溶剤の臭気」とがあります。「材料自身の臭い」は木材や食材などにもあるもので、この臭い自体を取り除くことは困難です。一方「粘度調整などに使用される溶剤の臭気」は、一般的にシンナー臭と呼ばれ、トルエンやキシレン等の刺激臭の強い溶剤が原因です。オルタック防水の標準仕様では、臭気の少ない脱TXタイプの材料を使用しています。

## ■F☆☆☆☆を取得しています

建築基準法第28条の2に基づき、ホルムアルデヒドを発生するおそれのある内装の建築材料は、発散量に関する等級区分によって使用面積の制限がなされます。

オルタック防水の標準仕様で用いる材料は、最高等級であるF☆☆☆☆表示の認定を受けており、使用面積の制限はありません。（日本ウレタン建材工業会の自主規制申請登録制度による）

## ■シックハウスの原因とされる物質を含みません（一部製品を除く）

新築時やリフォーム時に使用された建材や内装材が含有する化学物質によって室内空気が汚染され、少量の化学物質でも頭痛や吐き気などのアレルギー症状を引き起こすことをシックハウス症候群と言います。

厚生労働省ではシックハウス問題に関するガイドラインを作成し、シックハウス症候群の原因とされる物質として現在までに14の化学物質の室内濃度指針値を定めています。オルタック防水の標準仕様では、室内濃度指針値にリストアップされている14の化学物質を使用しておりません。

## □室内濃度指針値

物質名	指針値 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (ppm/25°C)
ホルムアルデヒド	100 (0.08)
トルエン	260 (0.07)
キシレン	870 (0.20)
パラジクロロベンゼン	240 (0.04)
エチルベンゼン	3800 (0.88)
スチレン (モノマー)	220 (0.05)
クロルピリホス	1 (0.07ppb) 小児0.1 (0.007ppb)

物質名	指針値 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (ppm/25°C)
フタル酸ジ-n-ブチル	220 (0.02)
テトラデカン	330 (0.04)
フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	120 (7.6 ppb)
ダイアジノン	0.29 (0.02ppb)
アセトアルデヒド	48 (0.03)
フェノブカルブ	33 (3.8ppb)
ノナール	41 (7.0ppb)

## B 関連法規

### ●有機溶剤中毒予防規則（有機則）

十分な換気を行うことが困難な屋内作業場等で、作業者が有機溶剤を多量に吸引して健康障害を受けないようにするための取り扱いの基準を定めた規則です。対象となる有機溶剤は労働安全衛生法施行令で定められています。

オルタック防水の汎用溶剤系トップコート及び一部のプライマーを屋内作業場で取り扱う場合が対象になります。（オルタック防水のウレタン防水材は対象外です）

（有機則対象の製品を取り扱う場合は、同規則に従って施工を行ってください）

### ●特定化学物質障害予防規則（特化則）

特化則で定められた化学物質（特化物）によって、これを製造工場等で日常的に取り扱う作業者が健康障害を受けないようにするために設備や取り扱い基準等を定めた規則です。

オルタックスカイシリーズの防水材を取り扱う場合が対象になります。ただし、オルタック防水のプライマー、トップコート及び、モード、スプレー、サンキュア、GO-JINの防水材は対象外です。

（特化則対象の製品を取り扱う場合は、同規則に従って施工を行ってください。なお、具体的な対応は、一般社団法人全国防水工事業協会・日本ウレタン建材工業会著『MOCAを含むウレタン防水材の取扱いについて』をご参照ください）

『MOCAを含むウレタン防水材の取扱いについて』は、下記のQRコードより、日本ウレタン建材工業会のホームページにて公開のPDFにてアクセスできます。



### ●消防法

火災を予防する目的で、材料の貯蔵方法や取り扱いの基準等が定められています。オルタック防水では水系材料を除き、消防法の危険物・指定可燃物に該当します。

### ●建築基準法

建築基準法では居室の衛生に影響するものとして建築材料の基準を定めています。オルタック防水では建築基準法関連法規で使用を制限される材料はありません。

## ウレタン防水材料の環境対応

製品名	項目	特化則に該当しない	有機則に該当しない	学校環境衛生基準6物質を含まない※1	厚生労働省14物質を含まない※2	脱TX※3	ホルムアルデヒド放散等級	JIS A6021	配合比	硬化物密度 (Mg/m <sup>3</sup> )
オルタックスカイ		×	○	○	○	○	F☆☆☆☆	高伸長形	1:1	1.2
立上り用オルタックスカイ		×	○	○	○	○	F☆☆☆☆	高伸長形	1:2	1.3
オルタックスカイUC		×	○	○	○	○	F☆☆☆☆	高伸長形	1:2	1.4
オルタックスカイVR		×	○	○	○	○	F☆☆☆☆	高伸長形	1:2	1.4
巾木側溝用オルタックスカイ		×	○	○	○	○	F☆☆☆☆	高伸長形	1:2	1.3
オルタックスカイ500、50		×	○	○	○	○	F☆☆☆☆	高伸長形	—	1.3
オルタックモードR		○	○	○	○	○	F☆☆☆☆	高伸長形	1:2	1.4
オルタックモードT		○	○	○	○	○	F☆☆☆☆	高伸長形	1:2	1.3
オルタックモードV		○	○	○	○	○	F☆☆☆☆	高伸長形	1:2	1.4
オルタックモードHS		○	○	○	○	○	F☆☆☆☆	高伸長形	1:2	1.3
オルタックサンキュアR		○	○	○	○	○	F☆☆☆☆	高伸長形	1:1	1.2
オルタックサンキュアT		○	○	○	○	○	F☆☆☆☆	高伸長形	1:2	1.3
オルタックサンキュアHS		○	○	○	○	○	F☆☆☆☆	高伸長形	1:2	1.3
GO-JIN V		○	○	○	○	○	F☆☆☆☆	高伸長形	2:3	1.3
GO-JIN T		○	○	○	○	○	F☆☆☆☆	高伸長形	2:3	1.3
GO-JIN HS		○	○	○	○	○	F☆☆☆☆	高伸長形	2:3	1.3
オルタックスプレーRR		○	○	○	○	○	F☆☆☆☆	高伸長形	—	1.0
オルタックスプレーFF		○	○	○	○	○	F☆☆☆☆	高強度形	—	1.0

※1	学校環境衛生基準で検査対象となる6物質	ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼン
※2	厚生労働省がシックハウスの原因物質として室内濃度指針値を策定した14物質	ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、フタル酸ジ-n-ブチル、テトラデカン、アセトアルデヒド、フタル酸ジ-2-エチルヘキシル、パラジクロロベンゼン、ダイアジノン、フェノブカルブ、クロルピリホス、ノナナール
※3	脱TX	トルエン、キシレンを含まない

## 4 防水工事施工中的ご注意

- 防水工事の施工現場・足場等の仮設・資材置場は危険ですので立ち入らないでください。
- オルタック防水材・仕上げ塗料は、塗布後硬化・乾燥するまで養生が必要です。硬化・乾燥前のオルタック防水層に水をこぼしたり、物を置いたり、歩行したりしないでください。
- 防水材料の中には有機溶剤を使用した物もありますので、材料や工具には近寄ったり、手を触れたりしないでください。また、施工中は臭気が発生する場合もあるため、その期間中は窓を閉める等、できるだけ作業外気との接触を避けるようご協力をお願いします。
- オルタック防水の標準仕様で用いる材料は、臭気が少なく環境に配慮した材料を選定しております。しかしながら化学物質の臭気に敏感な体質の人は、材料特有の臭気によって気分が悪くなる可能性がありますので、万が一気分が悪くなった場合は、清浄な空気のある場所へ移動して安静にし、症状が重い場合は医師の診断を受けてください。

### 田島ルーフィング株式会社

<http://www.tajima.jp>

東京支店	〒101-8579	千代田区外神田4-14-1	TEL 03-6837-8888
大阪支店	〒550-0003	大阪市西区京町堀1-10-5	TEL 06-6443-0431
札幌営業所	〒060-0042	札幌市中央区大通西6-2-6	TEL 011-221-4014
仙台営業所	〒980-0021	仙台市青葉区中央1-6-35	TEL 022-261-3628
北関東営業所	〒330-0801	さいたま市大宮区土手町1-49-8	TEL 048-641-5590
千葉営業所	〒260-0032	千葉市中央区登戸1-26-1	TEL 043-244-3711
横浜営業所	〒231-0012	横浜市中区相生町6-113	TEL 045-651-5245
多摩営業所	〒190-0022	立川市錦町1-12-20	TEL 042-503-9111
金沢営業所	〒920-0025	金沢市駅西本町1-14-29	TEL 076-233-1030
名古屋営業所	〒460-0008	名古屋市中区栄1-9-16	TEL 052-220-0933
広島営業所	〒730-0029	広島市中区三川町2-10	TEL 082-545-7866
福岡営業所	〒810-0041	福岡市中央区大名2-4-35	TEL 092-724-8111